

# 事務事業一覧

資料 6

※事務事業内容は、令和5年度時点のものです。  
 ※事務事業名の左に「○」が付いているものは、主な事務事業として計画書原案に記載した事務事業です。主な事務事業になっている事業は、新規事業も含めます。

基本方針	推進目標	主な事務事業	事務事業名	所管所属	事務事業内容
1	1	○	生涯学習の推進を図ります		
			生涯学習推進体制の充実		
			生涯学習基本構想・推進計画の充実		
			第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画の充実	社会教育課	第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画を推進し、生涯学習社会の実現を目指す。
			ふなばし市民大学校の充実 (再掲:1-3-2、1-5-2)	社会教育課	ふなばし市民大学校のカリキュラムを社会変化に応じて適宜見直し、市民の生涯学習機会の充実を図るとともに魅力ある大学運営を行う。
			生涯学習情報の提供 (再掲:1-3-1)	社会教育課	生涯学習ガイドブック「楽しく学ぼうふなばし」を年3回発行。冊子データを市ホームページにも掲載し、生涯学習情報の提供を行う。
			学社連携に関する研修	総合教育センター	学校教育と社会教育の連携をとおした生涯学習の重要性から、学校教育職員と社会教育職員との合同研修を実施する。
			人生100年時代のための学習機会の提供 (リーディングプロジェクトの推進)	公民館	人生100年時代への対応として、高齢期を豊かに生きるための学習、健康づくりに関する学習、運動習慣形成のための学習、食育の推進を図る。高齢者に限らずリカレント教育を推進する。
			デジタルデバインド対策事業 (リーディングプロジェクトの推進)	公民館	デジタル社会への対応として、インターネットを利用した学習の提供を行い、オンライン・対面による学びを実践し、より高い学習効果を得るための方法を検討する。また、情報活用能力を高めるためのデジタルデバインド対策を行う。
			人権尊重・多文化共生のための学習機会の提供 (リーディングプロジェクトの推進)	公民館	「共生社会」実現のためインクルーシブ(包摂的)な地域・社会の実現に向けた取組の充実を図る。
			学習に関する相談体制の整備 (リーディングプロジェクトの推進)	公民館	学びを広げる情報の充実として、情報の積極的な収集と発信、学習に関する相談への対応・支援体制の整備・充実を図る。また、学習の成果を振り返ることができる仕組みの構築を図る。
			プラネタリウム一般投映	総合教育センター	市民の科学的関心を高めるために、天文に関する映像を投映する。また、投映機器の管理や投映内容の検討、更新を継続的に行い、魅力ある番組を提供することにより、入場者数の増加を図る。
			科学教育推進事業	総合教育センター	市民の科学的関心を高めるため、「星を見る会」、「科学の広場」等を継続開催するとともに、その内容の充実を図る。
教育フェスティバル	総合教育センター	児童生徒の学習成果を広く市民に向けて、公開する。			
生涯学習奨励ポイント事業	社会教育課	参加者が生涯学習活動を行った場合に、ポイントを付与するとともに、参加者の申請により学びポイント取得数に応じて称号を授与する。			

基本方針	推進目標	主な事務事業	事務事業名	所管所属	事務事業内容
	1		生涯学習の推進を図ります		
		1	生涯学習推進体制の充実		
			2 地域の拠点「公民館」の充実		
			○ 公民館の充実	公民館	利用基準の見直しや午後から夜の低利用時間帯の事業を充実させ、新たな利用層を取り込み、利用率の向上を目指す。
			○ (リーディングプロジェクトの推進)	公民館	
			○ 公民館主催事業の実施	公民館	地域の特色を生かしながら、社会の変化に対応した事業を実施する。
	1		生涯学習の推進を図ります		
		2	生涯スポーツの推進		
			1 スポーツに親しめる機会の充実		
			○ 船橋市生涯スポーツ推進計画の推進	生涯スポーツ課	「スポーツ基本法」に基づき、本市における、市民のスポーツ活動に関する施策の計画的な推進を図るため、「第二次船橋市生涯スポーツ推進計画」を令和4年3月に策定。令和4年度～令和8年度を計画期間、数値目標「スポーツ実施率(週1回以上スポーツを行う18歳以上の割合)42.2%→70%として施策を推進していく。
			○ パラスポーツの普及促進	生涯スポーツ課	平成30年4月に設立した「船橋市パラスポーツ協議会」の中で審議された事業計画に基づき、障害のある人もない人も楽しめるパラスポーツ事業を普及・促進する。
	1		生涯学習の推進を図ります		
		2	生涯スポーツの推進		
			2 情報発信の充実と環境の整備		
			○ スポーツ施設の活用と充実	生涯スポーツ課	利用者の利便性の向上や公平性の確保、市民の多様化するニーズに対応するため、予約システムや指定管理者制度を導入し施設を最大限に活用する。また、地域住民のスポーツ活動の拠点となる学校体育施設開放事業の充実、いつでも気軽にオープンスペースを利用できるまちかどスポーツ広場の整備などを行う。
			○ 情報発信の充実	生涯スポーツ課	時間や場所にとらわれずに施設やイベントなどのスポーツに関する情報を気軽に得られるように、内容の充実とインターネットやSNSなどの様々なツールを活用した情報発信を行う。
	1		生涯学習の推進を図ります		
		2	生涯スポーツの推進		
			3 スポーツイベントの支援と人材の育成		
			○ 総合型地域スポーツクラブの育成・支援	生涯スポーツ課	スポーツ推進委員、学校、町会自治会、スポーツ協会、地区スポーツ関係団体との連携を更に深め、地域住民への情報提供を図りながらクラブ設立に向けた環境づくりに努めるとともにクラブの活動が継続されるよう支援していく。
			○ 指導者の育成と資質向上	生涯スポーツ課	スポーツ推進委員が地域スポーツのリーダーとして活躍できるように、現状と課題について研究し、資質の向上を図るための全国・関東・県等の各種研修大会への参加を支援する。
			○ スポーツイベントの支援	生涯スポーツ課	スポーツ推進委員協議会等の団体や地域住民が企画運営している「健康ウォーキング」などのスポーツイベントを支援する。

基本方針	推進目標	施策	主な事務事業	事務事業名	所管所属	事務事業内容
				1 生涯学習の推進を図ります		
				3 文化の振興		
				1 文化に触れる機会の提供		
				第2次船橋市文化振興基本方針に基づく文化施策の推進	文化課	本市の文化振興施策を総合的に推進していくため、有識者、市民・経済団体等、文化の担い手が一体となって施策に取り組むことができるよう「船橋市文化振興推進協議会」を設置し、基本方針に掲げた目標に沿って施策を展開する。
				○文化施設の充実と活用	文化課・市民文化ホール・郷土資料館	様々な文化・芸術と触れ合える機会、市民自らの参画の拡充のため、文化施設の整備と機能の充実を図る。博物館・市民文化ホール等を計画的に整備する。また、文化課や各施設で実施する文化事業を充実させるとともに、それらを網羅した電子版イベント情報誌を発行し、市民が気軽に文化事業に参加できるよう、情報を発信する。
				○公民館等への積極的なアウトリーチ	郷土資料館	公民館等と連携し、博物館から遠い地域でのアウトリーチ事業を実施することで、文化に触れる機会を提供する。
				○デジタル技術を活用した情報発信	文化課	市所蔵の作品や資料等について、デジタルアーカイブ化した「船橋市デジタルミュージアム」やYouTube動画「ふなばし生涯学習チャンネル」で紹介することにより、時間と場所を問わず多角的に文化に触れる機会を提供する。
				○デジタル技術を活用した情報発信	郷土資料館	博物館で所蔵する資料や展示などをYouTube動画等で紹介することで、時間と場所を問わず多角的に文化に触れる機会を提供する。
				○所蔵作品の活用	文化課	船橋市ゆかりの芸術家の美術品、清川記念館や吉澤野球博物館から寄付・寄託を受けた美術品や資料などを市民の財産として市民ギャラリー等で展示することにより、作家及び作品を広く市民に知らせ、市の文化振興のみならず、ふるさと船橋への思いを育む。
				ワークショップの充実	市民文化ホール	様々なジャンルの芸術の体験・交流する機会を提供する。
				文化活動普及事業(再掲:1-3-3、1-5-2)	文化課	質の高い文化活動に子供たちが身近に触れる機会を提供し、豊かな心や創造性を育むことを目的に、市内の小中学校等にアーティスト等を派遣し、授業を行う。
				船橋市文学講座	文化課	船橋市文学賞選者により、一部門ごとに毎年度、講座(講習)を実施し、船橋市文学賞への募集の一助とする。
				文化財普及事業(再掲:1-3-4)	文化課	地域の歴史や文化財、遺跡について、講座や発掘調査見学会などを通して市民が文化財を知り、学ぶ機会を提供する。
				市民主体の音楽文化の振興	文化課	地域住民等で組織された実行委員会と市が連携し、公民館などの市民に身近な会場でプロの演奏家によるコンサートを開催する。
				生涯学習情報の提供(再掲:1-1-1)	社会教育課	生涯学習ガイドブック「楽しく学ぼうふなばし」を年3回発行。冊子データを市ホームページにも掲載し、生涯学習情報の提供を行う。

基本方針	推進目標	施策	主な事務事業	事務事業名	所管所属	事務事業内容
	1			生涯学習の推進を図ります		
		3		文化の振興		
			2	地域の特色を生かした文化活動の推進		
				○ 市民主体の音楽文化の振興 (再掲:1-5-1、1-5-2)	文化課	市民の音楽活動が盛んであることを生かし、市民ボランティアが主体的に事業の企画・運営を行う「ふなばし音楽フェスティバル」を開催し、音楽文化の振興を図る。
				演奏活動場所の提供 (再掲:1-5-1)	文化課	まちかど音楽ステージやロビーコンサートなどを開催し、音楽家に演奏活動の場を提供し、市民が身近に音楽を楽しめる環境を整えることで、本市の音楽文化の振興を図る。
				美術展・写真展他 (再掲:1-3-3、1-5-1、1-5-2)	文化課	市民の発表の場として、美術展・写真展・合唱祭・日舞祭等の企画実施について、各々の文化団体と協働により事業を推進する。
				船橋市文学賞	文化課	文芸活動の振興を図るため、小説・児童文学・詩・短歌・俳句の各部門の作品を公募し、特に優れた作品を選奨する。また、選者と応募者との交流の場として懇談会を設けているほか、文学賞、佳作を受賞した作品は「船橋市文学賞作品集」として編纂(へんさん)し、有償頒布している。
				ふなばし市民大学校の充実 (再掲:1-1-1、1-5-2)	社会教育課	ふなばし市民大学校のカリキュラムを社会変化に応じて適宜見直し、市民の生涯学習機会の充実を図るとともに魅力ある大学運営を行う。
				○ 公民館における文化活動の実施	公民館	24地区コミュニティそれぞれの公民館が、その地域の地域性を考慮しながら様々な文化活動事業を実施する。
	1			生涯学習の推進を図ります		
		3		文化の振興		
			3	文化の担い手の育成		
				学校等へ積極的なアウトリーチ	市民文化ホール	様々な分野のアーティストを派遣し、ミニコンサート等を通して文化芸術の素晴らしさを伝え、アーティストとの交流を促進する。
				楽器貸与事業 (再掲:4-4-1)	指導課	市が楽器を購入し各学校の希望に応じて貸与している。音楽関係の部活動が盛んで加入者が増え、学校からの要望が多い。また、伝統音楽の学習の充実を図る面から、学校における和楽器の充実を目指し、貸与を進める。
				造形作品展の開催 (再掲:3-1-3)	指導課	小・中・特別支援学校の児童生徒が、図工・美術の授業で制作した立体作品を、児童・生徒のみならず広く保護者や市民へ発表する場とする。
				夢・アート展 (再掲:3-1-3)	指導課	小・中・特別支援学校の児童生徒が授業の中で制作した平面作品の展覧会を行う。
				小中学校音楽教育合唱委託事業 (再掲:4-4-1)	指導課	市内小・中学校合唱発表会において、プロによる合唱演奏を鑑賞し、声が響き合うことの素晴らしさを感じるにより情操教育の充実を図る。
				学校音楽鑑賞事業 (再掲:4-4-1)	指導課	千葉県の支援により(公財)千葉交響楽団の鑑賞教室を開催し、児童生徒の感性を培い情操教育の充実を図る。費用は県が1/3、市が2/3を負担するため、保護者の負担がない。
				小・中・特別支援学校書写展覧会 (再掲:3-1-3)	指導課	市内小・中・特別支援学校の児童生徒の各校の代表作品を展示する展覧会を行う。

基本方針	推進目標	施策 主な 事務 事業	事務事業名	所管所属	事務事業内容
		○	「音楽のまち・ふなばし千人の音楽祭」の開催 (再掲:1-5-1)	文化課	市内の小・中・高等学校及び音楽団体が一堂に会し、ジャンルや世代を超えた音楽的な交流を行う。
			文化活動普及事業 (再掲:1-3-1、1-5-2)	文化課	質の高い文化活動に子供たちが身近に触れる機会を提供し、豊かな心や創造性を育むことを目的に、市内の小中学校等にアーティスト等を派遣し、授業を行う。
			美術展・写真展他 (再掲:1-3-2、1-5-1、1-5-2)	文化課	市民の発表の場として、美術展・写真展・合唱祭・日舞祭等の企画実施について、各々の文化団体と協働により事業を推進する。
			地域団体等の育成・支援	公民館	地域に残る伝統行事・芸能などの団体・個人の育成と支援
1	生涯学習の推進を図ります				
	3 文化の振興				
	4 文化を伝える取組の推進				
		○	取掛西貝塚保存活用事業 (再掲:1-5-1)	文化課	「史跡取掛西貝塚保存活用計画」に基づいて、史跡の公有地化を進めて取掛西貝塚を恒久に保存し、未来へ継承する。また、様々な活用を通じて本質的価値をわかりやすく伝え、その魅力を向上させる。活用の方針を達成するために必要な整備を進め、体制を整備する。取掛西貝塚について継続研究を行い、史跡の価値を高め、成果を市民に還元する。
		○	文化財保護事業(埋蔵文化財) (再掲:1-5-1)	文化課	土地開発等で失われる埋蔵文化財を保護し、現状保存または記録保存(発掘調査の実施)により、後世に伝える。調査研究を行って、埋蔵文化財の価値を明らかにする。
		○	文化財保護事業(有形・無形・民俗文化財) (再掲:1-5-1)	文化課	市内の文化財について適切な保存活用を図るため、「船橋市文化財保存活用地域計画」策定作業を進める。指定・登録及び未指定文化財の保存・活用を図る。また指定・登録文化財の保存伝承を支援し、促進する。特に重要な文化財については保護のための指定を推進する。関係機関が連携・協力して文化財を活用・公開し、その重要性を周知することで郷土愛を醸成する。適切な保存活用を図るため、「船橋市文化財保存活用地域計画」策定作業を進める。
		○	文化財普及事業 (再掲:1-3-1)	文化課	文化財および埋蔵文化財について、情報発信と普及啓発に取り組む。また、文化課・郷土資料館・飛ノ台史跡公園博物館等関係機関が連携・協力し、講座・講演、現地や博物館等での展示公開等を実施し、郷土愛の醸成を図る。
			図書館資料の提供及び活用	西図書館	長い時間をかけて収集してきた(S25年から郷土資料収集開始)図書や貴重資料などの郷土資料を、閲覧に供したり、展示や講座を実施するなどし、「ふるさとふなばし」の歴史と文化を伝える図書館を目指している。
			資料の収集・整理・保管・調査・研究事業	郷土資料館	資料収集方針に基づき本市にゆかりのある資料を収集し、調査・研究のうえ整理し、台帳に掲載し保存する。劣化のおそれがあり、重要かつ使用頻度の高い資料(写真、映像、地図等)についてはデジタル化を進める。各種資料を良好な状態で後世に継承する。

基本方針	推進目標	施策	主な事務事業	事務事業名	所管所属	事務事業内容					
1	生涯学習の推進を図ります	4	読書活動の推進	1	子供の読書活動の推進						
				○	船橋市子供の読書活動推進計画に基づく事業	西図書館	子供の読書活動推進計画を推進するために、第三次子供の読書活動推進計画を策定(計画期間:令和元年度～令和7年度)し、乳幼児や小学生向けの事業の実施、YAサービスの充実、子供の読書に関わる大人向けの事業の実施等、年齢に応じた読書活動の推進に取り組む。				
					船橋市子供の読書活動推進計画に基づく事業(再掲:4-4-3)	指導課	子供の読書活動推進計画を推進するために、第三次子供の読書活動推進計画を策定した。(計画期間:平成31年度～令和7年度)				
					○セカンドブック事業	西図書館	第三次船橋市子供の読書活動推進計画に基づき、子供の読書活動の推進を図る。より多くの本と出会う機会を提供するため、1歳6か月を迎えた子供に図書館等で絵本を手渡しし、おはなし会への参加や継続した利用を促す。				
					市民図書室の管理・運営(再掲:1-4-2)	教育総務課	地域住民の生涯学習の振興のため、曜日を限って地域に開放している高根小学校の第2図書室の管理及び運営を行う。				
				1	生涯学習の推進を図ります	4	読書活動の推進	2	図書館サービスの推進		
								○	第二次船橋市図書館サービス推進計画の推進	西図書館	「第二次船橋市図書館サービス推進計画」を令和4年3月に策定。読書機会を提供する施設として、機能やサービス体制の充実を図るとともに、地域の情報拠点として、市民の「読みたい・調べたい・学びたい」に応える図書館を目指し、事業を推進する。
									○図書館サービスの推進	西図書館	市民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した図書館運営を目指し、「市民の『読みたい・調べたい・学びたい』」に応える地域の情報拠点を船橋市図書館の目指すべき図書館像として掲げ、図書館サービスを推進する。
									○課題解決支援サービスの周知	西図書館	市民が多様な手段で情報にアクセスできるよう、レファレンスサービスを周知するとともにデータベースの利用方法についての講座を開催するほか、市民のニーズを把握し、各図書館で課題解決支援講座を開催し利用に繋げる。
									市民図書室の管理・運営(再掲:1-4-1)	教育総務課	地域住民の生涯学習の振興のため、曜日を限って地域に開放している高根小学校の第2図書室の管理及び運営を行う。

基本方針	推進目標	施策	主な事務事業	事務事業名	所管所属	事務事業内容
	1			生涯学習の推進を図ります		
				5 生涯活躍できる環境の充実		
				1 市民の参加や協働の推進		
				○ 地域課題発見・解決事業	公民館	市民の持つ知識や経験を活かして、地域の抱える諸問題解決のための講座や集会活動を提案・共催し、地域力の向上と地域活動団体の育成を図り、今後、NPOや大学、企業などとの連携を促進し、事業の推進を図る。
				○ 市民主体の音楽文化の振興(再掲:1-3-2、1-5-2)	文化課	市民の音楽活動が盛んであることを生かし、市民ボランティアが主体的に事業の企画・運営を行う「ふなばし音楽フェスティバル」を開催し、音楽文化の振興を図る。「音楽でまちを元気に」をテーマに掲げ、船橋駅を中心とした屋内外で音楽イベントを行い、市民に音楽を通じた心豊かな時間を提供する。
				「音楽のまち・ふなばし千人の音楽祭」の開催(再掲:1-3-3)	文化課	市内の小・中・高等学校及び音楽団体が一堂に会し、ジャンルや世代を超えた音楽的な交流を行う。
				演奏活動場所の提供(再掲:1-3-2)	文化課	まちかど音楽ステージやロビーコンサートなどを開催し、音楽家に演奏活動の場を提供し、市民が身近に音楽を楽しめる環境を整えることで、本市の音楽文化の振興を図る。
				美術展・写真展他(再掲:1-3-2、1-3-3、1-5-2)	文化課	市民の発表の場として、美術展・写真展・合唱祭・日舞祭等の企画実施について、各々の文化団体と協働により事業を推進する。
				取掛西貝塚保存活用事業(再掲:1-3-4)	文化課	「史跡取掛西貝塚保存活用計画」に基づき、市民参加型の史跡の保存と活用のあり方を検討し、実現をめざす。
				文化財保護事業(再掲:1-3-4)	文化課	市民参加による市内における文化財の保存や活用、伝承のあり方を検討し、実現を目指す。
				○ 市民と図書館との協働事業(再掲:1-5-2)	西図書館	地域で活動する市民との連携を図り、図書館での市民活動を推進する。また、図書に係わる各種ボランティアとの連携を深め、活動を支援する。
	1			生涯学習の推進を図ります		
				5 生涯活躍できる環境の充実		
				2 地域で活躍できる人材の育成		
				若手アーティストの育成	市民文化ホール	自主事業を中心に若手アーティストの新たなステップを提供することを目的として多様な表現の機会を設ける。
				○ ふなばし市民大学校の充実(再掲:1-1-1、1-3-2)	社会教育課	ふなばし市民大学校のカリキュラムを社会変化に応じて適宜見直し、市民の生涯学習機会の充実を図るとともに魅力ある大学運営を行う。
				市民主体の音楽文化の振興(再掲:1-3-2、1-5-1)	文化課	市民の音楽活動が盛んであることを生かし、市民ボランティアが主体的に事業の企画・運営を行う「ふなばし音楽フェスティバル」を開催し、音楽文化の振興を図る。
				文化活動普及事業(再掲:1-3-1、1-3-3)	文化課	質の高い文化活動に子供たちが身近に触れる機会を提供し、豊かな心や創造性を育むことを目的に、市内の小中学校等にアーティスト等を派遣し、授業を行う。
				美術展・写真展他(再掲:1-3-2、1-3-3、1-5-1)	文化課	市民の発表の場として、美術展・写真展・合唱祭・日舞祭等の企画実施について、各々の文化団体と協働により事業を推進する。

基本方針	推進目標	施策	主な事務事業	事務事業名	所管所属	事務事業内容
				市民と図書館との協働事業 (再掲:1-5-1)	西図書館	地域で活動する市民との連携を図り、図書館での市民活動を推進する。また、図書に係わる各種ボランティアとの連携を深め、活動を支援する。
2 家庭と地域の教育力向上を図ります						
1 学校、家庭、地域の連携を強化し、地域の子供を地域で守り育てる体制の構築						
1 学校、家庭、地域の連携・協働の推進						
				コミュニティ・スクールの推進	指導課	令和6年に全校で実施のコミュニティ・スクールについて、実施報告書などを基に推進を図る。
				○地域学校協働活動	社会教育課	各学校単位に地域学校協働活動推進員を1人ずつ委嘱し、地域と学校が協働する体制を整備する。また、その活動に必要な消耗品の購入等を行う。
2 家庭と地域の教育力向上を図ります						
1 学校、家庭、地域の連携を強化し、地域の子供を地域で守り育てる体制の構築						
2 子供たちの体験・交流活動などの推進						
				○ハッピーサタデー事業	公民館	千葉県の「少年の日」に併せ、行政と地域の団体や大人たちが連携を図り、子供たちがスポーツや文化活動に親しめる事業を実施する。
				青少年キャンプ事業	青少年課	集団野外活動を通じて、自ら創意工夫・仲間づくりを推進する一方で、規律・習慣等を体得させ、青少年の健全育成に寄与するとともに青少年の交流とジュニアリーダーの育成を図る。
				少年少女交歓大会	青少年課	市内の青少年団体と一般参加の子供たちが一堂に会し、世代間交流や仲間づくりを通して、青少年の健全育成を図る。
				津別町青少年交流事業	青少年課	生活環境の異なる地域の青少年とホームステイや様々な体験活動を通じて相互理解と地域間交流を推進することにより、青少年の健全育成を図る。
				子供の世代間交流や体験及び子供の学習促進を図る事業	公民館	子供が世代間のふれあいを通して他者への思いやりの心を育み、地域の伝統文化等の継承や、事業の企画・運営への参加といった新たな体験により、社会生活での自らの役割や責任の自覚を促す。また、子供たちの学習促進を図るため、地域で学習支援を行う。
				友好都市との国際交流による国際理解教育の充実	指導課	友好都市との交流事業計画等に基づき、西安市と本市の友好交流校を中心に作品交流・人的交流を1年ごと交互に行い、児童生徒の国際性を育み、国際理解を深める。
				○放課後子供教室推進事業	教育総務課	心豊かでたくましい子供を社会全体で育むため、小学校の余裕スペース等を活用して、子供たちの活動拠点を確保し、放課後等における様々な体験活動や交流活動等を支援する。
				子供の自習スペース提供事業	公民館	公民館のフリースペース等を活用し、年間を通して自習場所の提供を行う。
				青少年キャンプ場イベント事業	青少年課	夏休み期間等を利用し、青少年が自然やキャンプに親しめる体験活動を提供する。

基本方針	推進目標	施策	主な事務事業	事務事業名	所管所属	事務事業内容
				船橋市青少年のつどい大会	青少年課	スポーツやレクリエーション活動を通じて地域の子供たちの親睦を図るとともに青少年の健全育成・健康増進に寄与する。
				青少年体験イベントの開催 (青少年会館)	青少年課	小学生を対象としたスポーツ教室等を実施することにより、青少年の健全育成を図る。
				ふなっこ未来大学	社会教育課	「ふなっこ未来大学」を開講し、子どもたちに大学教授と大学生による専門分野に関する講座を実施し、“わくわくする体験”を提供する。
2 家庭と地域の教育力向上を図ります						
1 学校、家庭、地域の連携を強化し、地域の子供を地域で守り育てる体制の構築						
3 青少年健全育成の推進						
				青少年団体への支援	青少年課	青少年の健全育成を図るため、青少年団体の活動に助成する。
				青少年育成会への支援	青少年課	青少年の健全育成を図るため、青少年育成会の活動に助成する。
				青少年育成団体への支援	青少年課	青少年の健全育成を図るため、非行防止、社会環境浄化活動等を行う青少年育成団体の活動に助成する。
			○	街頭補導活動	青少年センター	青少年の非行の早期発見、未然防止を目的に、毎月市内6地域のセンター補導と市内12地区の地区補導を実施する。
				青少年補導委員研修	青少年センター	青少年補導委員連絡協議会主催の実技研修会・視察研修会をはじめ、各種研修会に参加する。
				相談活動	青少年センター	本人、保護者、学校を対象に、青少年相談活動を、来所・電話・メール・訪問等の方法で実施する。また、小学校訪問を定期的に行う。
				環境浄化活動	青少年センター	警察署や青少年の環境を良くする市民の会等の団体と連携して、環境の点検・浄化活動を行う。また、青少年補導委員が地区ごとに学校訪問をして、学区内の危険箇所や様々な環境に関する情報交換を行う。
				広報活動	青少年センター	青少年健全育成の広報活動として、青少年センター要覧「あゆみ」、青少年センターだより「ふれあい」、青少年補導委員連絡協議会広報誌「はばたき」を発行する。
				講演会・研修会等における啓発活動	青少年センター	学校や関係団体等の要請により、青少年健全育成活動の啓発や、青少年センター業務の紹介を行い、青少年健全育成活動の啓発を行う。
			○	青少年相談員の活動	青少年課	青少年の健全育成を推進するため、「青少年キャンプ」や「青少年つどい大会」を実施するほか、「少年少女交歓大会」や地域のイベントに協力する。
2 家庭と地域の教育力向上を図ります						
2 子育て支援と家庭の教育力の向上						
1 家庭教育支援の整備・充実及び情報と場の提供						
				家庭教育支援事業	公民館	家庭の教育力の向上を目的に、家庭教育を支援する地域の人材・団体の育成と支援を行う。
			○	家庭教育に関する情報の提供	公民館	福祉部門やその他関係機関と連携し、家庭教育に関する情報の集約と発信方法の充実を図る。
			○	家庭教育セミナー	公民館	家庭の教育力向上を図るため、市内小・中・特別支援学校のPTAと協働で家庭教育に関する学習機会と情報を提供する。

基本方針	推進目標	施策	主な事務事業	事務事業名	所管所属	事務事業内容
				就学時健診子育て学習	公民館	新年度、小学校に入学する就学児童の健診時など、多くの保護者が集まる機会を利用して子育てやしつけなどに関する学習機会を提供する。
				家庭教育相談	社会教育課	子供のしつけや生活習慣など、子供に関する様々な問題や悩みを持つ保護者からの相談に、家庭教育相談員が応じる。
			2	家庭と地域の教育力向上を図ります		
				2 子育て支援と家庭の教育力の向上		
				2 幼児期の教育支援の充実		
				○ 子育て支援事業(子育てサロン)	公民館	子育ての不安解消を図るため、子育て中の保護者を対象に子供との触れ合い、子育てのアドバイスや相談、保護者同士の交流、仲間づくりの場を提供する。
				第三次船橋市子供の読書活動推進計画	西図書館	平成30年度に策定した第三次船橋市子供の読書活動推進計画に基づき事業を推進する。
			3	学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります		
				1 学習指導の改善による学力の向上		
				1 「わかる授業」の推進		
				○ 授業研究の奨励	指導課	各学校における校内研究体制の整備と授業研究の実施を奨励し、学校訪問や要請訪問に指導主事を派遣し、若年層教員の能力や適性に応じた指導・助言を行い、授業力の向上を図る。
				研究指定校の指定	指導課	国や県の教育動向を踏まえ、社会の変化に対応した教育課題の解決に向けて、中期的に研究実践を行い、その研究を公開し、市内各学校へ広め、本市の教育の充実・改善に資する。/国際理解教育:若松小、葛飾中(R5~R9)/小中一貫教育:大穴小・大穴北小・大穴中(R5~R7)道徳教育:峰台小(R3~R5)旭中(R4~R6)/確かな学力の向上:法典小(R4~R6)、習志野台中(R5~R7)
				研究奨励校の募集と指定	指導課	国や県の教育動向を踏まえ、本市の課題について各学校や地域の実態に応じた研究課題を設定して2年間の研究実践を行い、研究成果を市内各学校に広め、本市の教育の充実・改善に資する。
				全国学力・学習状況調査	指導課	児童生徒の学力・学習状況を把握し、本市と全国の状況を比較分析することにより、授業改善や学校運営改善の方向性を示し、各学校の教育の向上に努めている。学校訪問等で課題がある領域の学習指導の改善を図る。
				社会科地域学習用副読本「わたしたちの船橋」の改訂	総合教育センター	編集委員会を設置し、副読本の内容の見直しや資料の更新を行い、児童にとってわかりやすい副読本を作成する。学習指導要領に沿った指導の手引も作成する。
				市内の文化財の授業における活用	文化課	学校教育における市内の文化財を活用するための体制をつくり、支援する。身近な地域の歴史を知り、「ふるさと船橋」意識を醸成するため、史跡取掛西貝塚をはじめ、市内の遺跡や文化財などの文化資源を学校教育で効果的に活用できるように教材化を図る。

基本方針	推進目標	主な事務事業	事務事業名	所管所属	事務事業内容						
3	学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります	1	学習指導の改善による学力の向上								
			2	一人一人に応じたきめ細かい授業の推進							
				○	学習サポーター派遣事業	指導課	子供たち一人一人の個に応じた学習支援や教育活動全般に関する指導援助を行うために、協力大学と連携し、教員志望の意欲ある学生等を学習サポーターとして市内全小学校に配置する。				
					少人数指導及び専科指導の充実	指導課	国語・算数・数学・理科・外国語活動・外国語科等で学習集団の規模を小さくした少人数指導で、個に応じた指導を加配教員が実施する。また専科指導加配によるより専門的なことにより、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付け、思考力、判断力、表現力を高める。				
				3	学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります	1	学習指導の改善による学力の向上				
							3	主体的な学習活動の奨励			
								○	「算数・数学チャレンジふなばし」の開催(再掲:3-2-3)	総合教育センター	算数・数学チャレンジ実施委員会を設置し、小学6年生と中学3年生を対象とした独自問題を作成し、審査会を実施する。児童生徒が数学的な見方・考え方を働かせ、知識及び技能をもとに、思考力、判断力、表現力等を発揮して、問題解決する力を育成する。
									社会科作品展	総合教育センター	児童生徒の主体的な社会科研究への取組を奨励し、作品展を開催するとともに、作品集を発行することで、社会科への興味・関心を高め、社会科教育の振興を図る。
								○	科学論文・工夫作品展	総合教育センター	児童生徒の主体的な科学研究を奨励し、作品展を開催するとともに、作品集を発行することで、自然科学や科学技術への興味・関心を高め、科学教育の振興を図る。
									造形作品展の開催(再掲:1-3-3)	指導課	小・中・特別支援学校の児童生徒が、図工・美術の授業で制作した立体作品を、児童・生徒のみならず広く保護者や市民へ発表する場とする。
	夢・アート展(再掲:1-3-3)	指導課						小・中・特別支援学校の児童生徒が授業の中で制作した平面作品の展覧会を行う。			
	小・中・特別支援学校書写展覧会(再掲:1-3-3)	指導課	市内小・中・特別支援学校の児童生徒の各校の代表作品を展示する展覧会を行う。								
	中学生弁論大会	指導課	各中学校代表1人及び、特別支援学級の代表1人による中学生の弁論大会。市内中学校を北部(13校)と南部(13校)の2ブロックに分け、それぞれ隔年で弁論大会を実施する。船橋ライオンズクラブとの共催。								
	船橋市立小・中学校技術・家庭科作品展	指導課	小学校家庭科、中学校技術・家庭科の学習成果を発表する展覧会。会場:総合教育センター優秀作品を市役所本庁舎1階ロビー								
3	学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります	2	今日的な教育課題に対応する教育の推進								
			1	国語教育の充実							
				○	国語力向上推進	指導課	国語力向上推進委員会において、各学校における読書活動の振興を図り、国語教育の充実と児童生徒の国語力の向上を図る。				

基本方針	推進目標	施策	主な事務事業	事務事業名	所管所属	事務事業内容
				児童生徒作文集「さざんか」の刊行	指導課	各小・中・特別支援学校の代表作を収録した作文集を毎年刊行する。授業で作成した作品(意見文、説明文、創作物語、俳句、短歌、随筆等)の中から代表を選んで掲載し、各学校へ配付して授業での活用を図っている。
				学校図書活用推進事業	指導課	学校図書の100%配架を実現し、各学校における学校図書の活用を推進し、児童生徒の読書活動・学習活動を豊かにする。
3 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります						
2 今日的な教育課題に対応する教育の推進						
2 小中連携英語教育の推進						
				小中学校英語指導研修会	指導課	小・中学校が互いに英語の授業を参観し、各中学校区を中心として英語指導に関する情報交換や協議を行うことにより、小中連携を深め、9年間の英語教育の一層の充実を図る。
				英語発表会での模範発表(再掲:7-3-1)	指導課	英語におけるコミュニケーション能力を育成し、英語学習への積極的な態度を育成することを目的に、各中学校の代表による発表会(暗唱、スピーチの2部門)を行う。
				○小中連携英語教育の推進	指導課	各中学校区を中心として英語指導に関する情報交換や協議を行うことにより、小中連携を深め、9年間の英語教育の一層の充実を図る。
3 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります						
2 今日的な教育課題に対応する教育の推進						
3 理数教育の充実						
				理科実験事務員配置事業	指導課	各中学校に理科実験事務員を配置し、観察、実験を中心とした授業を展開し中学校理科教育の充実を図る。
				○プラネタリウム学習投映	総合教育センター	市民の科学的関心を高めるために、天文に関する映像を投映する。また、投映機器の管理や投映内容の検討、更新を継続的に行い、魅力ある番組を提供することにより、入場者数の増加を図る。
				○「算数・数学チャレンジふなばし」の開催(再掲:3-1-3)	総合教育センター	算数・数学チャレンジ実施委員会を設置し、小学6年生と中学3年生を対象とした独自問題を作成し、審査会を実施する。児童生徒が数学的な見方・考え方を働かせ、知識及び技能をもとに、思考力、判断力、表現力等を発揮して、問題解決する力を育成する。
3 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります						
2 今日的な教育課題に対応する教育の推進						
4 主権者教育の推進						
				○主権者教育の推進	指導課	平成27年10月に策定した市教育大綱における「主権者教育の導入と研究」、令和4年1月改定の「主権者教育の推進」を受け、将来社会の中で協調し、自立できる子供を育成するため、主権者としての自覚と責任感を培う教育の研究を推進する。
				○主権者教育推進会議・主権者教育推進委員会	指導課	本市の主権者教育に係る課題を把握するとともに、本研究の推進に資するために、学校教育部長を会長とする主権者教育推進会議、主権者教育推進委員会を開催する。

基本方針	推進目標	主な事務事業	事務事業名	所管所属	事務事業内容
			3 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります		
			2 今日的な教育課題に対応する教育の推進		
			5 消費者教育の推進		
			○ 消費者教育の充実	指導課	子供たちが身近な消費者問題に目を向けたり、権利と責任・義務を学んだりすること等を通して将来、自立した消費者として安心して安全で豊かな消費生活を営むために、発達段階に応じた教育活動を推進する。
			3 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります		
			2 今日的な教育課題に対応する教育の推進		
			6 伝統や文化に関する教育の充実		
			伝統や文化に関する教育の充実	指導課	国語科の古典に触れる授業や、社会科での歴史学習、音楽科や美術科で古典芸術の鑑賞などの学習を行う。また、総合的な学習の時間に、地域伝統芸能の継承者を講師として迎え講演や実演を実施し、事前に調査学習、事後にまとめを作成し発表会を行うなど伝統文化に触れる学習活動を展開している学校もある。これからの国際社会の中で、児童生徒が我が国の伝統や文化に誇りを持ち、外国人に紹介できるようになることの重要性を学校訪問等を通して指導・助言する。
			○ 伝統的な言語文化に触れる活動の充実	指導課	我が国の言語文化に親しみ、愛着を持って享受し、その担い手として言語文化を継承・発展させるため、授業で活用できる資料の作成や授業の指導・助言を図っていく。
			○ 伝統や文化に関する教育の充実(取掛西貝塚保存活用事業(取掛西貝塚の授業における活用))	文化課	「史跡取掛西貝塚保存活用計画」を策定し、計画に基づいて史跡取掛西貝塚の学校教育による活用を推進する。授業で活用できる教材の作成や授業の支援を行う。
			○ 伝統や文化に関する教育の充実(市内の文化財の授業における活用)	文化課	児童・生徒の身近にある、地域の文化財の学校教育による活用を推進する。授業で活用できる教材の作成や授業の支援を行う。
			○ 伝統や文化に関する教育の充実	郷土資料館	教育課程に基づく博物館見学の受け入れや、市内小中特別支援学校等の授業への支援協力。
			3 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります		
			2 今日的な教育課題に対応する教育の推進		
			7 その他の今日的な教育課題に対する教育の推進及び充実		
			○ 租税教育の推進	指導課	租税教育推進協議会が実施する租税教室、小・中学生の各種作品応募、租税に関する資料の配布などに協力して租税教育の推進を図る。
			○ キャリア教育の推進	指導課	望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てるため、全体計画に基づいた活動を確実に実施することやPDCAサイクルによる評価・見直し・改善が図られるよう指導・助言をしていく。
			キャリア教育の連携	指導課	各学校が地域の商工会や農林水産業関連団体等と連携を図り、児童生徒の職場見学や職場体験ができる環境を整備し、キャリア教育が推進できるように指導・助言をしていく。
			○ 環境教育の推進(各学校における環境教育の実践への支援)	指導課	地域に根ざした環境教育を推進するため、環境教育に関する情報を提供し、関連部署や団体等との連携を図る。

基本方針	推進目標	施策	主な事務事業	事務事業名	所管所属	事務事業内容
				○ 環境教育の推進(各教科等における環境教育の実施)	指導課	理科、社会科、総合的な学習の時間における、自然と人間の関わり、環境保全等に関わる授業について指導・助言を行う。
				○ プログラミング教育の推進	総合教育センター	プログラミング教育の充実を図るために必要な指導・助言を行う。
				大学及び企業との連携の推進(再掲:8-4-3)	市立高等学校	深い学びを意欲ある生徒に提供する機会を確保するために、連携協定を締結している大学との連携授業及び企業との連携を推進するため企業連携授業を実施する。
4 豊かな心を育成し社会性を高めます						
1 道徳的実践力の向上と規範意識の向上						
1 道徳教育・人権教育の推進						
				○ 学校における道徳教育の実践への支援	指導課	学校教育活動全体を通じて道徳性を養うため、特別活動や総合的な学習の時間等の体験活動と道徳科の授業を関連づけ、より深く理解させる。また、道徳教育の要である道徳科では、学習指導要領に示された「考え、議論する道徳」「体験的な学習」「問題解決的な学習」等を取り入れた授業改善への指導・助言を充実させていく。
				作成資料のデータ登録を支援	指導課	道徳研究委員会において作成した指導案等の資料を全小・中学校で共有できるよう「ふなっこねっ」との登録を行い、活用の推進を図る。
				『『いのち』のつながりと輝き』を主題とした道徳教育の推進	指導課	県教育委員会が示した「道徳教育推進のための基本的な方針」を踏まえ、4つの重点化の視点をもとに発達段階に応じた取組を行う。県教育委員会作成の道徳映像教材の道徳科における活用の推進を図る。また、教科横断的な視点から『『いのち』のつながりと輝き』を実感できるよう、教育活動を工夫する。
				○ 道徳授業の公開	指導課	道徳の授業を公開することにより、家庭と地域社会との連携を一層図るとともに、地域の教育力を生かし、地域ぐるみで道徳教育を推進する。
				「心の教育推進キャンペーン」の推進	指導課	配付された「心の教育推進キャンペーン」のポスターや実践事例集を積極的に活用し、道徳科の時間の充実を図るなど、児童生徒の道徳性を育成する。
				「いのちを大切にするキャンペーン」の推進	指導課	「いのちを大切にするキャンペーン」の実践事例集を積極的に活用し、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動、生活科、家庭科、国語科など、教育活動全体を通して、児童生徒の命を大切にする心情を豊かにする。
				○ 人権教育の充実	指導課	教育活動全体を通して、人権に対しての感性や人権への配慮が態度や行動に表れるような人権感覚の育成に努め、児童生徒一人一人が、自らが一人の人間として大切にされるという実感が持てる学校・学級風土を醸成する。重点校の中学校における「全国中学生人権作文コンテスト」や小学校の「人権の花運動」「人権教室」への取組などを通して、心豊かな児童生徒の育成を図る。

基本方針	推進目標	施策	主な事務事業	事務事業名	所管所属	事務事業内容				
4	豊かな心を育成し社会性を高めます	1	道徳的実践力の向上と規範意識の向上	2	体験活動等の推進					
				○	体験活動の推進	指導課	体験活動を通じて、美しいものや自然に感動する心、正義感や公正さを重んじる心、生命を大切にする心、他人を思いやる心などの豊かな人間性の育成に努める。			
					福祉教育の推進	指導課	「総合的な学習の時間」などを活用し、高齢者の方々との交流、車椅子やアイマスクの疑似体験をするなど、幅広く体験的な学習をすることで「福祉」についての学習が深まるように指導・助言に努める。			
	4	豊かな心を育成し社会性を高めます	2	コミュニケーション能力と社会性の向上	1	人間関係づくり活動の充実				
					○	異年齢交流活動の推進	指導課	友達と協力することの大切さや思いやりの心を育てるため、異年齢交流の現状の把握に努め、先進的な活動事例についての具体的実践的な資料を配付する。更に、要請訪問や学校訪問を通して、異年齢交流の意義と効果について指導を重ね、一層の充実を目指す。		
						自然体験活動の推進	指導課	学ぶ意欲や自立心の向上、思いやりや規範意識の育成を目的とする自然体験活動の実施状況を把握する。また、要請訪問や学校訪問を通して、自然体験活動の意義と効果について指導したり、市内外の先進的な取組を紹介したりすることで、自然体験活動の一層の充実を目指す。		
			学習バスの管理運営	総合教育センター	一宮少年自然の家、プラネタリウム学習、ふなばし三番瀬環境学習館等で、豊かな体験をさせるために、総合教育センター・学校・業者が連携をとり、学習バスを安全かつ有効的に管理運営する。					
	4	豊かな心を育成し社会性を高めます	2	コミュニケーション能力と社会性の向上	2	話し合い活動の充実				
							○	学級活動の中での話し合い活動の充実	指導課	年間指導計画や話し合い活動の時間の確保等、現状の把握に努める。次に、要請訪問や学校訪問を通して、学級活動の時間での話し合い活動が適切に実施されるよう、話し合い活動の指導方法などの資料を配付し、指導・助言を行う。
								授業の中での話し合い活動の充実	指導課	コミュニケーション能力を育成するために、各教科・領域などの授業の中で話し合い活動を重視し、児童生徒が積極的に話し合う場面を設定し、話し合い活動を行う。
4	豊かな心を育成し社会性を高めます	3	生徒指導の機能の向上	1	生徒指導體制の充実					
						○	小・中・特別支援学校生徒指導研修会	指導課・総合教育センター	研究協議並びに情報交換等を行い、生徒指導担当教員の指導力向上とともに、各学校における生徒指導上の問題に係る取組の充実を図る。	
							学校・警察連絡委員会	指導課	児童生徒の健全育成のために、学校と警察及び諸機関が連携して、生徒指導體制の確立を図る。	

基本方針	推進目標	施策	主な事務事業	事務事業名	所管所属	事務事業内容
				児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度	指導課	児童生徒の非行・犯罪被害の未然防止と安全確保を図り、健全育成を効果的に推進するために、教育委員会と千葉県警察本部が締結している本制度を活用する。
			○	生徒指導に関する学校訪問 (再掲:7-2-1)	指導課	各学校における不登校や問題行動等の実態を把握し、その対応について協議するとともに助言・支援を行う。
			○	生徒指導に関する学校訪問 (再掲:4-3-3、7-2-1)	青少年センター	各学校における不登校や問題行動等の実態を把握し、その対応について協議するとともに助言・支援を行う。
			4	豊かな心を育成し社会性を高めます		
			3	生徒指導の機能の向上		
			2	いじめ問題への対応		
			○	いじめ問題に関する取組の充実	指導課	各学校のいじめ問題に関する現状と取組状況を年間3回に調査し、分析結果を資料とすることで、各学校の取組の充実と継続性を図る。
				児童生徒の問題行動・不登校等と生徒指導上の諸課題に関する調査	指導課	児童生徒の問題行動等について調査を行い、国や県の状況と比較・分析し、今後の指導の充実を図る。
				インターネットを通じて行われるいじめ問題等への対応	青少年センター	市立学校に関わる定期的なネットパトロールを実施することにより、学校非公式サイトやソーシャルネットワークサービス等への書き込みや画像の早期発見・早期対応を行うことで、問題行動等の未然防止を図るとともに、いじめや犯罪被害から児童生徒を守る。
			4	豊かな心を育成し社会性を高めます		
			3	生徒指導の機能の向上		
			3	学校教育相談体制の充実		
			○	スクールカウンセラーの配置及び活動の充実	指導課	心の問題の専門家であるスクールカウンセラーを、市内全市立小・高等学校に配置し、各学校の教育相談体制の充実を図る。
				長欠対策研究協議会 (再掲:7-2-1)	指導課	長欠・不登校の実態を把握し、各学校の担当職員が研修を深めることにより、長欠及び不登校児童生徒に対して効果的な対応ができるよう、職員の指導力の向上を目指す。
				生徒指導担当教員の人材育成	指導課	生徒指導担当教員を県主催の生徒指導関係研修会へ推薦し、生徒指導に関する専門的な知識等を習得させ、人材育成に努める。
			○	スクールソーシャルワーカー配置事業	総合教育センター	児童生徒の抱える問題解決に向け、学校からの要請を総合教育センターが受け、拠点校から各学校へスクールソーシャルワーカーを派遣する。スクールソーシャルワーカーは、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、児童生徒の置かれた環境に働きかけたり、家庭、学校、地域の関係機関をつないだりするなど、多様な支援を行う。
				生徒指導に関する学校訪問 (再掲:4-3-1、7-2-1)	青少年センター	各学校における不登校や問題行動等の実態を把握し、その対応について協議するとともに助言・支援を行う。
				教育相談の充実 (再掲:7-2-1)	青少年センター	いじめや不登校等、子供の教育に関する相談等について、保護者や教職員等から気軽に相談できる体制を整備し、充実させる。更に、医療機関や福祉等の相談機関とのネットワークづくりを推進する。また、青少年センターでは、相談専用電話を設けて、青少年及びその保護者が気軽に相談できる体制をとる。

基本方針	推進目標	施策	主な事務事業	事務事業名	所管所属	事務事業内容												
4	豊かな心を育成し社会性を高めます	4	情操教育の充実	1 音楽教育の振興														
				○ 船橋市小・中学校音楽教育研究会委託事業	指導課	音楽教育の振興が一層図られるよう、船橋市小・中学校音楽教育研究会への指導・助言を含め、教育委員会主催の音楽発表会・演奏会等の企画の充実を図る。												
				○ 楽器貸与事業(再掲:1-3-3)	指導課	市が楽器を購入し各学校の希望に応じて貸与している。音楽関係の部活動が盛んで加入者が増え、学校からの要望が多い。また、伝統音楽の学習の充実を図る面から、学校における和楽器の充実を目指し、貸与を進める。												
				○ 小中学校音楽教育合唱委託事業(再掲:1-3-3)	指導課	市内小・中学校合唱発表会において、プロによる合唱演奏を鑑賞し、声が響き合うことの素晴らしさを感じることににより情操教育の充実を図る。												
				○ 学校音楽鑑賞事業(再掲:1-3-3)	指導課	千葉県の支援により(公財)千葉交響楽団の鑑賞教室を開催し、児童生徒の感性を培い情操教育の充実を図る。費用は県が1/3、市が2/3を負担するため、保護者の負担がない。												
				4	豊かな心を育成し社会性を高めます	4	情操教育の充実	2 文化クラブ活動の振興										
								○ 文化クラブ対外行事参加費補助金	指導課	国・県・船橋市が主催・共催・後援する音楽発表会や演劇発表会及び英語発表会やコンクール等で全国レベルに達した学校の保護者の負担軽減を図るために補助を行う。								
								4	豊かな心を育成し社会性を高めます	4	情操教育の充実	3 子供の読書活動の推進						
												○ 船橋市子供の読書活動推進計画に基づく事業(再掲:1-4-1)	指導課	子供の読書活動推進計画を推進するために、第三次子供の読書活動推進計画を策定した。(計画期間:平成31年度～令和7年度)				
												○ 学校図書館資料の充実	指導課	子供たちが幅広いジャンルから本を選び、多くの図書に触れる機会をもてるよう、図書主任や司書教諭、学校司書を中心に学校図書館資料の充実を図る。				
												5	健やかな体づくりを進め体力の向上を図ります	1	体力向上の推進	1 体育指導の充実		
																○ 研究校の指定と研究の推進・成果の普及	保健体育課	3年間の体育学習研究指定校として位置づけ、専任講師の指導を受け、指導法の工夫・改善を図る。また、研究の成果を他の学校に普及啓発をする。
																○ 指導者研修会	保健体育課	体育主任の年齢・経験年数等を考慮し、体育学習の進め方や体育科経営の在り方等、基本的な内容について研修会を実施し、教員の資質の向上を図る。
○ 小・中学校要請訪問の実施	保健体育課	「学校訪問」では、各学校の実態を踏まえ、体育学習や遊具の安全点検に関する指導を行う。また、「要請訪問」では、体育科授業実践の分析、指導法の改善を検討し、教員の資質・指導力の向上を図る。																
○ 学校体育施設の安全点検の実施	保健体育課	安全な学習環境を維持し、整備するために、小・中学校の体育施設・用具の安全点検を実施し、必要に応じて修繕を行い、施設・用具の充実を図る。																

基本方針	推進目標	施策	主な事務事業	事務事業名	所管所属	事務事業内容
				授業改善チェックシートの活用	保健体育課	体育主任研修会において「授業改善チェックシート」の活用の仕方について指導し、体育学習の質の向上を図る。
5 健やかな体づくりを進め体力の向上を図ります						
1 体力向上の推進						
2 体力づくり活動の推進						
			○	市内小・中学校の体力テストと日常的な体力づくりの推進	保健体育課	新体力テストの実施方法について周知徹底を図り、その結果を各学校にフィードバックし、自校の体力の実態を把握するとともに、更なる体力の向上を図る。
				体力向上対策の検討と推進	保健体育課	体力向上検討会を設け、児童生徒の体力の実態を分析し、体力向上対策の検討と推進を図る。また、健康教育・食育と関連付け「早寝早起き朝ごはん」を推進する。
				各学校の体力向上を目指す取組の評価活動等の工夫	保健体育課	体育主任研修会(4月・1月実施)において、体力に関する市全体の傾向を示し、体力向上のための具体的取組や手立て等の評価活動を行う。また、各学校の実践例を紹介し、情報の共有を図る。
				いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」の取組	保健体育課	県教育委員会主催事業の「遊・友スポーツランキングちば」に積極的に参加するよう推奨する。
				体力向上推進優秀校表彰の実施	保健体育課	船橋市小中学校体育連盟と連携し、県の平均得点を上回っている学校を「体力向上推進優秀校」として表彰し、取組をたたえるとともに、各学校の体力向上に向けた意識の高揚を図る。
			○	「クラスみんなで目指せ！体力船橋ナンバーワン」の取組み	保健体育課	児童の体力向上を図るために、各学校の実態に応じて授業や業間・昼休みの時間帯に児童が取り組める運動種目を紹介し、外遊びや運動を奨励する。また、仲間と楽しく集団で協力し合いながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性を育成するとともに、記録(ランキング)を公表することにより、活動の意欲化と継続性を図る。
5 健やかな体づくりを進め体力の向上を図ります						
1 体力向上の推進						
3 運動部活動の振興						
			○	船橋市小中学校運動部活動外部指導者派遣事業	保健体育課	運動部顧問と小中学校運動部活動指導者派遣事業による指導者、及びボランティア指導者で運動部活動の指導ができるようにするとともに、顧問の指導力向上を目指す。
5 健やかな体づくりを進め体力の向上を図ります						
2 健康教育の推進						
1 学校保健の充実						
			○	保健教育の推進	保健体育課	児童生徒が自らの健康に興味関心を持ち、環境改善に取り組めるよう支援する。
				保健管理の充実	保健体育課	児童生徒・教職員が心身ともに良好な状態を目指し、自らの健康を保持増進できるよう支援する。
			○	学校保健委員会の充実	保健体育課	学校保健委員会の重要性と開催への啓発を行い、地域・家庭・学校との連携を深め学校保健の充実を図る。
				健康教育研究学校の指定と成果の普及	保健体育課	研究指定校を中心に健康教育を推進し、研究の成果を市内各学校に啓発する。
				応急手当の普及啓発	保健体育課	中学校の保健体育の授業や教職員に対して心肺蘇生法の研修を行う。

基本方針	推進目標	施策	主な事務事業	事務事業名	所管所属	事務事業内容
				感染症対策の充実	保健体育課	感染性胃腸炎やインフルエンザ等による集団感染拡大防止に努めると共に、緊急時における対応マニュアルの活用を図る。
				緊急時対応の普及啓発	保健体育課	食物アレルギーによるアナフィラキシーショック症状が発生した場合の緊急対応がとれる体制作り及び研修を行う。
5 健やかな体づくりを進め体力の向上を図ります						
2 健康教育の推進						
2 食育の推進						
○ 学校給食の充実						
				学校給食に関する啓発の推進	保健体育課	学校における食育の指導体制と指導内容の充実を図る。
				「食に関する指導」の全体計画及び年間指導計画の作成と実践	保健体育課	全体計画や年間指導計画の作成をし、その活用に努める。
				食の安全の確保	保健体育課	学校給食で使用する食材の定期的な検査を行う。また「船橋市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」を適宜見直し、食物アレルギー対応委員会を組織し児童生徒の安全確保に努める。
				「いきいきちばっ子ノート」の活用	保健体育課	学習ノート「いきいきちばっ子ノート」を授業の中で活用し、発達段階に応じて個に応じた指導ができるよう食に関する指導の充実を図る。
6 教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります						
1 教職員の指導力の向上						
○ 指導資料集の作成						
				教育課程の編成・実施への指導	指導課	学習指導要領、県・市教育委員会の学校教育指導の指針にのっとり、教育課程の編成・実施ができるよう助言及び指導を行っている。
				若年層教員育成のための研修体系の充実	総合教育センター	初任者から、教職2年目、教職3年目、中堅教諭等資質向上研修Ⅰ・Ⅱ・plus、専門研修までの「キャリアステージに応じた継続的な研修」の充実を図る。
				教育事情調査研究	総合教育センター	教職員の資質能力の向上を図るために、教育事情調査研究協議会に委託し、先進的な教育や研究・経営を実践している学校及び公的機関、民間企業等に教職員を派遣し、調査研究及び社会体験研修を行う。報告会を実施し、市立小・中・特別支援・高等学校に報告書を配付するとともに、ふなっこ・ねっとに公開して成果の普及を図る。

基本方針	推進目標	施策	主な事務事業	事務事業名	所管所属	事務事業内容
				教務主任研究協議会	総合教育センター	市立小・中・特別支援学校の教務主任研究協議会会員の研究及び研修を奨励する。教務主任研究協議会は、教育課程の課題別に分かれて調査研究を行い、報告書にまとめるとともに報告会を実施し、市立小・中・特別支援学校・高等学校に報告書を配付する。
			○	教務主任研究協議会	総合教育センター	教職員の資質能力の向上を目的として、学校経営や教科等の指導法、今日的教育課題等について、役職や経験年数に応じた研修を実施する。
				教育関係職員の研究研修の奨励	総合教育センター	教育関係職員の自主的研究活動を奨励するために、研究論文、実践記録、教材・教具の開発を募集する。応募作品の中から審査の上優秀作品を選出し、表彰する。研究論文集は、研究成果の幅広い活用を目指して、市内学校及び県内外の教育関係機関に広く周知する。
				教育に関する研究成果等の蓄積・活用	総合教育センター	教育図書、教育雑誌、教育実践記録、研究集録等の収集と管理を行い、市内の教職員に提供する。また、教育図書、教育雑誌の紹介をするために、「教育図書資料室だより」を発行する。今後も、更に教育実践の充実につながるよう、図書・資料の収集・管理を行う。
6 教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります						
1 教職員の指導力の向上						
2 総合教育センターの研修の充実						
			○	研修事業の見直しと充実	総合教育センター	「千葉県・千葉市教員等育成指標」を踏まえた体系的な教職員研修を充実させる。また、受講後アンケートを分析し、受講者のニーズを把握するとともに、今日的教育課題等に対応した研修を企画・運営する。
6 教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります						
2 教職員の信頼性の向上						
1 教職員のモラル(士気)の向上と不祥事根絶						
			○	校内モラルアップ委員会活動の活性化	学務課	校内モラルアップ委員会が活性化され、教職員のモラルの向上が図られるよう、各学校の取組状況を把握し、指導・啓発を行う。
			○	不祥事根絶研修会の実施	学務課	不祥事根絶研修会の実施により教職員の意識改革を図り、不祥事を根絶する。
				学校における個人情報の管理	学務課	「船橋市立学校における個人情報取り扱いの手引き」を更新し、最新の個人情報管理に対応する。また、不祥事根絶研修会を実施し、学校における個人情報の保護について教職員の意識改革を図る。
6 教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります						
3 教員が子供に向き合う体制の整備						
1 校務の見直し等による支援体制の整備						
			○	働き方改革の推進	学務課	「船橋市立学校における働き方改革推進計画」の取組の徹底及び検証を行う。
			○	校務用コンピュータの整備・維持	総合教育センター	全ての教員が1台のコンピュータを校務に活用できる環境を整備・維持する。
			○	校務支援システムの活用	総合教育センター	校務支援システムを運用し、更なる校務のICT化を進める。

基本方針	推進目標	施策	主な事務事業	事務事業名	所管所属	事務事業内容
				6 教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります		
				3 教員が子供に向き合う体制の整備		
				2 悩みを抱える教職員のための支援体制づくり		
				○ 教職員が気軽に相談できる窓口の充実	指導課	生徒指導に関する様々な相談について、指導主事が適切に支援・援助を行う。
				教職員が気軽に相談できる窓口の充実	総合教育センター	生徒指導に関する様々なことについて、教職員の相談に応じる。
				教職員が気軽に相談できる窓口の充実	青少年センター	生徒指導に関する様々なことについて、教職員の相談に応じる。
				教職員のカウンセリング	指導課	仕事上の悩みをもつ教職員のメンタルヘルスの向上のため、児童生徒への指導に関する相談など、各校に配置されているスクールカウンセラーによるカウンセリングを行う。また、苦情等に対する支援の在り方を検討する。
				教職員のストレスチェック	保健体育課	「労働安全衛生法」が平成27年12月に改正され、法に基づき毎年検査を実施する。
				教職員が気軽に相談できる窓口の充実	保健体育課	教職員から体育・保健・給食・防犯安全等の学校における保健体育課業務に関わる全般的なことの相談に応じる。
				7 ニーズに応じた支援の充実を図ります		
				1 特別支援教育の推進		
				1 特別な支援を要する児童生徒への支援の充実		
				○ 就学相談の充実	総合教育センター	特別な教育的ニーズのある幼児の就学について、子育て支援部や療育施設等と連携を密に図り、早期から就学相談を行い、早期の相談体制の充実を図る。また、教育支援委員会を開催し、適切な就学を支援する。
				教育相談の充実	総合教育センター	特別な教育的ニーズのある児童生徒や保護者、学校への支援を行うため、総合教育センターに臨床心理士を配置するとともに、専門家チーム会議の開催、巡回相談員の派遣など、教育相談体制の整備充実を図る。
				○ 通級指導教室の充実	総合教育センター	特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援を行うため、専門的な教育の場の充実を図るために、通級指導教室の増設を計画的に推進するとともに、通級指導教室指導員を配置する。
				校内支援体制の充実	総合教育センター	各学校では、全職員が障害への理解を深め、個別の指導計画を作成するとともに、校内委員会の充実を図り、障害のある児童生徒への支援の充実を図る。学生ボランティアや市民ボランティア及び支援員を派遣し、学校の支援体制の充実に資する。
				特別支援連携協議会の開催	総合教育センター	学識経験者や福祉・教育関係者等による児童生徒の総合的支援体制の整備に向け、関係諸機関との情報交換・意見交換を行い、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援体制の整備を図る。
				特別支援教育理解推進事業	総合教育センター	特別支援教育の理解を深めるために、交流及び共同学習・居住地校交流の推進を図る。教育講演会・合同発表会等の内容や開催方法等を検討し、充実を図る。

基本方針	推進目標	主な事務事業	事務事業名	所管所属	事務事業内容
			7 ニーズに応じた支援の充実を図ります		
			1 特別支援教育の推進		
			2 特別支援学校・学級の充実		
			特別支援学校の教育課程の充実	総合教育センター	児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程の編成を行い、保護者や地域の理解と協力を得て、児童生徒の「生きる力」を育成する。
			○ 特別支援学校機能強化事業	総合教育センター	特別支援学校において、臨床心理士等の専門家を配置する。また、小中学校への特別支援教育に関する様々な情報の提供、教育相談、校内研修への講師派遣等を推進し、本市における特別支援教育のセンター的機能の充実を図る。
			○ 特別支援学級の増設	総合教育センター	障害のある児童生徒数の推移や地域的なバランス等を検討し、特別支援学級の増設を推進する。
			7 ニーズに応じた支援の充実を図ります		
			1 特別支援教育の推進		
			3 教職員の特別支援教育に関する指導力の向上		
			○ 特別支援教育に関する研修の充実	総合教育センター	特別支援教育推進の中心的役割を担う教職員育成のため、専門性を高める研修会を行う。
			○ 教職員の育成	総合教育センター	すべての教職員が特別支援教育に関する一定の知識・技能をもち、資質向上を図るために、特別支援教育に関する研修を実施したり、市内小中学校に巡回相談員を派遣したりする。
			7 ニーズに応じた支援の充実を図ります		
			2 不登校児童生徒への支援の充実		
			1 教育相談体制の整備・充実		
			長欠対策研究協議会 (再掲:4-3-3)	指導課	長欠・不登校の実態を把握し、各学校の担当職員が研修深めることにより、長欠及び不登校児童生徒に対して効果的な対応ができるよう、職員の指導力の向上を目指す。
			生徒指導に関する学校訪問 (再掲:4-3-1)	指導課	各学校における不登校や問題行動等の実態を把握し、その対応について協議するとともに助言・支援を行う。
			生徒指導に関する学校訪問 (再掲:4-3-2、4-3-3)	青少年センター	各学校における不登校や問題行動等の実態を把握し、その対応について協議するとともに助言・支援を行う。
			○ 教育相談の充実	総合教育センター	不登校をはじめとする小中学生の教育全般に関する相談等について、保護者や教職員等から気軽に相談できる体制を整備し、充実させる。さらに、医療機関や福祉等の相談機関とのネットワークづくりを推進する。
			○ 教育相談の充実 (再掲:4-3-3)	青少年センター	いじめや不登校等、子供の教育に関する相談等について、保護者や教職員等から気軽に相談できる体制を整備し、充実させる。更に、医療機関や福祉等の相談機関とのネットワークづくりを推進する。また、相談専用電話を設けて、青少年及びその保護者が気軽に相談できる体制をとる。
			校内教育支援センターの充実	指導課	中学校における不登校生徒支援のための加配教員を県教育委員会に要望し、学校の実態に応じた活動ができるように支援する。

基本方針	推進目標	施策	主な事務事業	事務事業名	所管所属	事務事業内容
				7 ニーズに応じた支援の充実を図ります		
				2 不登校児童生徒への支援の充実		
				2 サポートルーム等の充実		
				○ サポートルームの充実	総合教育センター	不登校児童生徒の社会的な自立に資することを基本とし、学習支援、小集団活動、体験活動等を実施し、サポートルームの運営の充実を図る。
				通室児童生徒の増加、多様性への対応	総合教育センター	通室児童生徒の増加、不登校の要因が多様化していることに伴い、その支援の在り方について個に応じた効果的な支援の方法を探り、その改善を図る。
				新しい居場所づくり支援事業(夢のふなっこ)	総合教育センター	NPOとの協働による新しい居場所づくり支援事業を実施する。家庭に引きこもりがちな小・中学生のために、新たな居場所として青少年会館にNPOによる『ふれあい「夢のふなっこ」』を開設し、通所できるようになるまでスタッフが家庭訪問や教育相談を十分に行う。
				一宮ふれあいキャンプ	青少年センター	市内小・中学校の、不登校あるいは不登校傾向の児童生徒が、自然環境を活用した様々な体験やふれあい活動を経験することで、多くの人と関わり、楽しい思い出や充実感、達成感を得て、その後の生活改善や学校復帰への意欲を喚起させることを目指して実施する。
				7 ニーズに応じた支援の充実を図ります		
				2 不登校児童生徒への支援の充実		
				3 校内サポートルームの整備・充実		
				○ 校内教育支援センターの整備・充実	指導課	市内小・中学校に校内サポートルームを設置し、不登校児童生徒や学級に入りづらい児童生徒の居場所を用意する。見守る人員については、不登校支援のための加配がしていない中学校については、ピアサポーター、小学校については、スクールアシスタントをそれぞれ派遣する。
				7 ニーズに応じた支援の充実を図ります		
				3 帰国・外国人児童生徒への支援の充実		
				1 帰国・外国人児童生徒への日本語指導等の充実		
				○ 帰国・外国人児童生徒に対する支援	指導課	帰国・外国人児童生徒の就学に伴い、日本語指導を必要とする児童生徒について日本語指導員、日本語指導協力員を派遣し、適応指導、日本語指導を実施する。令和2年度より翻訳機を240台を保有し、各学校及び希望のある児童生徒への貸与を行い、日本語指導を要する児童生徒の家庭学習での活用や教師及び児童生徒同士のコミュニケーションの充実を図る。
				英語発表会での模範発表(再掲:3-2-2)	指導課	英語におけるコミュニケーション能力を育成し、英語学習への積極的な態度を育成することを目的に、各中学校の代表による発表会(暗唱、スピーチの2部門)を行う。
				教員、日本語指導員、日本語指導協力員の指導力向上	指導課	各学校での日本語指導が充実するよう教員をはじめとする日本語指導員・日本語指導協力員の研修を充実させる。

基本方針	推進目標	主な事務事業	事務事業名	所管所属	事務事業内容
			7 ニーズに応じた支援の充実を図ります		
			4 保護者の経済的負担軽減策の実施		
			1 就学援助制度等の実施		
			○ 就学援助	学務課	学校教育法の規定により、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費等を援助する。
			就学援助	保健体育課	学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な児童生徒に対して給食費、医療費を給与することで、就学の奨励及び義務教育の円滑な実施に資する。
			特別支援教育就学奨励費	学務課	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費等を給付する。
			8 質の高い教育環境を整備します		
			1 安全・安心・快適な施設づくりの推進		
			1 学校の老朽化対策等の推進		
			学校のバリアフリー化事業	総合教育センター	校舎等の段差を解消するため、スロープ等を設置する。また、増改築時にエレベータの設置を検討するほか、既存校舎には、障害のある児童生徒の在籍状況や建物の状況等を踏まえて設置を検討する。
			部活動用地の確保	市立高等学校	屋外運動部の練習拠点となる学校専用用地の確保に努める。
			○ 体育館外壁・屋根改修工事	施設課	船橋市公共建築物保全計画に基づき、市立小・中・特別支援学校における体育館の外壁・屋根の大規模な改修を実施することにより、施設の安全性を確保するとともに、長寿命化を図る。
			○ 海神中学校北東校舎改築工事	施設課	海神中学校北東校舎は、躯体の状況から建築物の目標使用年数の80年は、使用できないと判断したため、改築する。令和5年度より設計、令和7年度より工事に着手し、令和9年度から供用開始予定。
			8 質の高い教育環境を整備します		
			1 安全・安心・快適な施設づくりの推進		
			2 社会教育施設の老朽化対策等の推進		
			耐震化(非構造部材)	社会教育課	天井材・照明器具等の非構造部材の落下による被害を避けるため、公民館の講堂の天井を改修する。また、体育館等の天井に落下防止の対策を講じる。
			○ 社会教育施設の修繕、改修等	社会教育課	公共建築物保全計画に基づき、建築物の安全性、利便性及び経済性を確保し、建築物の長寿命化を図るため修繕、改修等を行う。
			文化財保存活用の拠点の整備	文化課	史跡取掛西貝塚の保存活用、さらには市内の埋蔵文化財の調査と保存活用の拠点となる施設の整備に取り組む。

基本方針	推進目標	施策	主な事務事業	事務事業名	所管所属	事務事業内容									
8	質の高い教育環境を整備します	2	安全を確保する体制づくり	1	保健体育課										
				1			保健体育課								
				○					船橋市学校安全対策委員会の運営	市立小・中・特別支援・高等学校における児童生徒の事故防止並びに救急体制を確立する目的で、学校安全対策委員会を平成20年度より設置し、前年度の様子から改善が必要な内容、事故について、改善策、防止策、予防策等を検討し再発防止を図る。					
									安全教育の推進	毎年度「学校安全計画」を見直し、系統的な安全教育を推進している。交通安全対策として、警察と交通安全協会及び市民安全推進課交通指導員と連携・協力し、交通安全教室、スクエアード・ストレイト自転車交通安全教室等の交通安全指導の徹底を図っている。					
				○					自助・共助を育む防災教育の推進	東日本大震災の経験を踏まえ、「学校安全計画」を見直し、計画的に防災教育を推進している。学校や地域の特性を考慮した防災計画の策定や平素の指導、訓練を通じた防災教育を行っている。特に避難訓練では、集団行動での約束「おかしも」を理解させ、全員短い時間で安全に避難できるよう指導している。					
				○					学校安全主任研修会の実施 (再掲:8-2-2)	児童生徒の安全確保及び安全管理の一層の徹底を図るため、市立小・中・特別支援・高等学校の学校安全主任を対象に、学校安全対策に関する資料をもとに研修会を実施する。					
				8					質の高い教育環境を整備します	2	安全を確保する体制づくり	2	防犯体制の整備	保健体育課	
				○					船橋市児童・生徒防犯対策連絡協議会の運営	犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するに当たって、特に児童生徒に対する防犯対策を推進するための協議及び関係団体への周知、協力を図ることにより、子供たちの安全な生活環境の確保に寄与することを目的としている。町会・自治会や児童生徒に係る市民関係団体及び行政機関からの委員16人で組織されている。また、情報交換及び防犯対策について協議を行い、その内容について各団体へ周知するとともに連携の強化を図る。					
									スクールガード連絡調整会議	子供たちの登下校の時間帯に、見守り活動をしているスクールガード等の地域ボランティア等や保護者(PTA役員)、スクールガード・リーダーと小学校が連携し、より効果的な防犯活動を推進するために、各小学校が定期的に開催する。					
				○					船橋市スクールガード・リーダーによる巡回指導	スクールガード・リーダーが各小・中学校の通学路及び通学経路の巡回指導を行うとともに、スクールガード連絡調整会議を通じて、学校、保護者、スクールガード等に通学路や地域における危険・要注意箇所、犯罪・不審者発生状況等の情報を提供し共通認識を図る。また、学校が中心となって「地域の子は地域で守る」という自立した地域の防犯体制の確立を目指す。					

基本方針	推進目標	施策	主な事務事業	事務事業名	所管所属	事務事業内容
				不審者情報の提供、警察と市民安全推進課との連携	保健体育課	不審者情報を収集し、必要により学校へ提供し防犯意識の高揚を図っている。不審者事案が小・中学校から情報提供された場合に、被害状況等を確認し、学校・保護者・児童生徒への指導点を加え、FAX配信により近隣校又は全校や関係部課に不審者情報として提供している。市民安全推進課と連携し、常に情報を共有しながら、必要に応じくらしの安全・安心情報も活用して情報提供を行う。
				防犯機器の整備	保健体育課	平成23年9月1日より、市立小・中・特別支援・高等学校の全校に防犯カメラシステム(1校当たり4台のカメラ・夜間センサーライト等)を設置し、昼夜24時間撮影録画することにより学校防犯体制を強化し、学校内に侵入する不審者犯罪の発生を抑止し、児童生徒、教職員等の生命、身体並びに財産の安全を確保する。
				防犯教室・不審者侵入対応訓練の実施	保健体育課	学校では、独自の緊急対応としての「危機管理マニュアル」を作成している。児童生徒の安全確保を第一に考え、校内体制づくりについて警察の指導を仰ぎながら、教職員の緊急事態に備えた役割分担や対応方法などの研修を行い、防犯体制の強化を図る。また、地域住民の参加も呼びかけ、児童生徒の安全・安心のための「防犯教室」や「不審者侵入対応訓練」等を実施する。
				学校安全主任研修会の実施 (再掲:8-2-1)	保健体育課	事件・事故・防犯の面から、児童生徒の安全を確保するため、市立小・中・特別支援・高等学校の学校安全主任を対象に、警察等の専門家を講師に招いた研修会を行う。
				防犯教育「ふなっこのぼうはん」	保健体育課	とっさの場面に自分で自分の身を守る対応力を養うために、小学校低学年児童を対象に、教育用冊子「ふなっこのぼうはん～自分で自分を守ろう～」(2年生)を活用した「イカのおすし」等の防犯学習を推進する。
				防犯ブザーの配付	保健体育課	小学校新1年生に防犯ブザーを配付する(市内在住で私立小学校に通う新1年生についても、広報ふなばしで周知し、希望者に配付する)。
			8	質の高い教育環境を整備します		
			3	充実した教育環境の整備		
			1	情報活用能力を高める教育環境の充実		
			○	情報教育に関する指導・支援	総合教育センター・指導課	ICT活用に関する教育の一層の充実を図ることで児童生徒の情報活用能力を育成する。ICT支援員による教職員や児童生徒への操作支援が円滑に行えるようにする。
				ICT機器の整備	総合教育センター	1人1台端末などの安定的な整備・運用を行うことで、児童生徒の情報活用能力等の育成を図る。
				ICT機器の整備	市立高等学校	情報教育の推進に不可欠な教育用コンピュータ及び周辺機器、校内ネットワーク等の計画的な整備を行うことで、生徒の情報活用能力等の育成を図る。
				教育用通信環境の改善	総合教育センター	教育用ネットワークの通信環境向上のため、通信方式やネットワーク機器などの改善を図る。
			○	情報教育に関する研究	総合教育センター	国や県の教育動向を踏まえ、社会の変化に対応した情報教育の課題解決に向けた研究実践を行い、その研究成果を広く普及させて、本市教育内容・方法等の充実・改善に資する。

基本方針	推進目標	主な事務事業 施策	事務事業名	所管所属	事務事業内容
8	質の高い教育環境を整備します	3	3 充実した教育環境の整備		
			2 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進		
			○ 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進	総合教育センター	幼稚園、保育所等及び小学校の職員による合同研修会の企画・運営に当たり、発達や学びの連続性を踏まえた研修方法と研修内容の充実を図る。市内小学校を対象に幼稚園、保育所等との連携の現状把握について調査研究を行う。
8	質の高い教育環境を整備します	3	3 充実した教育環境の整備		
			3 学校規模・学校配置の適正化		
			○ 学校の適正規模・適正配置	教育総務課	「船橋市立小・中学校の学校規模・学校配置に関する基本方針」に基づき、学校規模・学校配置の適正化を進める。
8	質の高い教育環境を整備します	4	4 新しい学校体制づくりの推進		
			1 学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善		
			○ 学校評価の推進と活用	指導課	学校評価結果に基づいて、学校は家庭・地域の連携協力による「より開かれた学校づくり」に取り組み、学校の活力を一層高めている。学校評価は自己評価を全校が実施しており、学校関係者評価についても平成26年度から全校で実施している。
			学校評価手法の改善	指導課	評価の精度を向上させ、成果と課題を正確に把握し、学校経営の改善に役立てるために、評価手法の改善を進める。
8	質の高い教育環境を整備します	4	4 新しい学校体制づくりの推進		
			2 小中連携・一貫教育の推進		
			小中連携教育・一貫教育の推進	指導課	船橋市小中連携教育・一貫教育推進委員会の研究報告、これまでの小中連携・小中一貫教育研究指定校等の研究成果を基に、地域や子供の実態に応じた小中連携・小中一貫教育を推進する。
			○ 小中連携教育に関わる研究推進校の指定	指導課	平成17年度から一小一中の研究推進校を指定した研究成果に基づき、令和5年度から大穴地区二小一中(大穴小・大穴北小・大穴中)の研究を開始し、小中連携・小中一貫教育の研究を推進する。
8	質の高い教育環境を整備します	4	4 新しい学校体制づくりの推進		
			3 市立船橋高等学校の充実		
			○ 大学及び企業との連携の推進(再掲3-2-7)	市立高等学校	深い学びを意欲ある生徒に提供する機会を確保するために、連携協定を締結している大学との連携授業及び企業との連携授業を実施する。